

令和7年4月22日

(届出先) 野田市長

届出者 保健センター長

個人情報取扱事務登録簿廃止届出書

事 務 の 名 称	ことば相談室関係事務 (4001 -053)
届出部課等の名称	健康子ども部保健センター
廃 止 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
廃 止 の 理 由	「野田市ことば相談室設置規則」が廃止されたため
備 考	ことば相談室で行っていた事務については、子どもの発達相談室における相談に関する事務（4001-039）に統合する。

個人情報取扱事務登録簿

[illegible]

令和6年3月29日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿廃止届出書

事務の名称	市施行 次木親野井特定土地区画整理事業全般に関する事務 (3100-001)
届出部課等の名称	都市部関宿地区土地区画整理事務所
廃止年月日	令和6年3月31日
廃止の理由	次木親野井特定土地区画整理事業が完了したため。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

				区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		都市部関宿地区土地区画整理事務所	
関係課等の名称							
届出年月日		平成15年6月6日		開始年月日		平成3年3月1日	
				最終変更年月日		令和3年8月23日	
事務の名称		市施行 次木親野井特定土地区画整理事業全般に関する事務					
事務の目的		次木親野井特定土地区画整理事業の計画、調査、事業の推進及び権利者との連絡調整等を行うため					
事務の概要		市施行の区画整理は土地区画整理法に基づき土地区画整理審議会を設置し、換地計画、仮換地の指定などに関する事項について同法に定める権限を行うものであり、その任務を終了した場合において廃止されます。 当区画整理事業は換地計画を定め換地処分により従前の土地の区画形質が新たな区画形質へ移行したため、土地の権利関係も新たな土地へ移行されており、権利者もその認識の上にとって売買や使用収益が行われます。 また、換地計画において定められた各筆各権利者別清算金を換地処分後、速やかに徴収又は交付しなければならないことから、権利者の所在確認、滞納整理などのため個人情報情報を収集する。					
対象者		事業施行地区内の関係権利者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 事業施行地区内に対象者が所有する土地の地番、地積等 ☒ 振込先口座 ☐ _____ ☐ _____					
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____					
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、課税課、収税課、国保年金課、生活支援課、水道事業管理者） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（他の市区町村、法務局、県税事務所、日本年金機構） ☐ 公の情報（ _____ ） ☒ その他（各金融機関、各保険会社 _____ ）					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ ☐ 市の機関又は議会（ _____ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ _____ ） ☐ その他（ _____ ） 目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）					
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理					

電子計算機結合	☐ 有⇒結合先：
個人情報ファイル簿	☐ 有⇒ファイルの名称：

令和6年2月16日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿廃止届出書

事 務 の 名 称	在宅訪問歯科保健に関する事務 (4001-031)
届出部課等の名称	健康子ども部保健センター
廃 止 年 月 日	令和6年3月31日
廃 止 の 理 由	在宅訪問歯科事業及び「野田市在宅ねたきり老人等 訪問歯科保健事業実施規則」を廃止するため。
備 考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		健康子ども部 保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1		開始年月日		H12. 9. 18	
				最終変更年月日		R4. 3. 30	
事務の名称		在宅訪問歯科保健に関する事務					
事務の目的		歯科診療所に通院が不可能な者に対して、歯科治療及び保健指導を行うことで、口腔機能の悪化を軽減する。					
事務の概要		(1) 申込書の記入 保健センターにて、家族又はケアマネージャーが、自宅訪問しか診療申込書・在宅訪問歯科診療事前調査票の記入をしてもらう。 (2) 担当歯科医の決定 野田市歯科医師会に所属している協力医療機関から、近隣の歯科医院を選定し依頼する。その際、申込書及び事前調査票を担当歯科医に送付する。 (3) 訪問診査及び訪問歯科診療 担当歯科医と申込者でアポイントメントを取り、訪問診査及び訪問歯科診療を行う。 (4) 結果の報告 訪問診療終了後、担当歯科医より結果報告を受け取る。 (5) 事後調査 訪問診療終了後の不具合がないか、歯科衛生士が訪問又は電話にて状況の確認を行う。その際、歯科保健指導を行う。					
対象者		申込者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____					
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____					
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会 (市民課) ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会 () ☐ 公の情報 () ☒ その他 (協力医療機関)					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目 (_____) ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目 (_____) ☐ 市の機関又は議会 (_____) ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会 (_____) ☐ その他 (_____)					
		目的外利用・提供の理由 (法第69条第1項又は第2項) ☐ 1項 (法令) ☐ 2項1号 (本人同意・本人提供) ☐ 2項2号 (相当理由利用) ☐ 2項3号 (相当理由提供) ☐ 2項4号 (統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供)					
外部委託等		☒ 外部委託 (☒ クラウドコンピューティング) ☐ 指定管理者による管理					
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先： _____					

個人情報ファイル簿

☐ 有⇒ファイルの名称：

令和6年2月16日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿廃止届出書

事務の名称	妊婦タクシー助成事業に関する事務（4001 -041 ）
届出部課等の名称	保健センター
廃止年月日	令和5年6月30日
廃止の理由	妊婦健診の交通費に使用できる国の出産応援給付金が創設され、市独自の助成制度は役目を終えたことから終了するため。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		健康子ども部　保健センター			
関係課等の名称									
届出年月日		R2. 5. 1	開始年月日		R2. 5. 1	最終変更年月日		R4. 3. 30	
事務の名称		妊婦タクシー助成事業に関する事務							
事務の目的		乳幼児期の歯を健康に保ち、歯によい生活習慣を身に付けさせる。その他、育児、栄養などの相談に対し適切な指導・助言を行う。							
事務の概要		・申請者：申請時及びタクシー利用時、野田市に居住し住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に登録されている者で、野田市の母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 ・支給額：妊婦一般健康診査、妊婦歯科健診、体調不良時の通院、出産のための入院時、出産後の退院時、左記のいずれかの目的でタクシーを利用した際の、自宅―医療機関間の移動に要した運賃の2分の1。なおタクシー利用1回につき2,000円を上限。令和2年5月1日以降の乗車分が対象 ・申請方法：交付申請書に下記の必要書類を添付して、子ども支援室または関宿保健センターに持参もしくは郵送し申請する。 ① 利用したタクシーの領収書（原本） ② 母子健康手帳（妊婦健康診査等の受診日がわかるページ）（写し） ③ 医療機関の受診を証明できる領収書等（写し）※ 妊婦健診以外の目的の場合 ・申請期限：出産の日から起算して1年以内 ・支給の可否：申請書を受理し、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書により申請者に通知した後、支払手続を行う。							
対象者		申請者							
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☐ 犯罪関係							
	上記以外の項目	☒氏名 ☒住所 ☒年齢・生年月日 ☐性別 ☒連絡先 ☐個人番号 ☐個人識別符号 ☐本籍・国籍 ☐家族情報 ☐学業・職業等 ☒収入・支出 ☐資産 ☐税情報 ☐公的扶助 ☒振込先口座 ☒母子健康手帳の情報 ☒タクシーの利用目的							
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____							
	収集先	☒本人 ☐本人の親族 ☐市の機関又は議会（市民課） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（他市区町村） ☐公の情報（ ） ☐その他（ ）							
経常的な目的外利用・提供先	☐目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ☐市の機関又は議会（ ） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐その他（ ）								
	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項）								
	☐1項（法令） ☐2項1号（本人同意・本人提供） ☐2項2号（相当理由利用） ☐2項3号（相当理由提供） ☐2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）								

外 部 委 託 等	☐ 外部委託 (☐ クラウドコンピューティング) ☐ 指定管理者による管理
電 子 計 算 機 結 合	☐ 有⇒結合先：
個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿	☐ 有⇒ファイルの名称：

令和6年3月29日

(届出先) 野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿廃止届出書

事務の名称	市内ガイド事業の取次ぎに関する事務（4300 -039 ）
届出部課等の名称	生涯学習部 生涯学習課
廃止年月日	令和6年3月31日
廃止の理由	市内ガイド事業が指定管理者の自主事業となったため。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		教育委員会		届出部課等の名称		生涯学習部 生涯学習課			
関係課等の名称									
届出年月日		H27. 1. 19	開始年月日		H19. 4. 1	最終変更年月日		H31. 3. 28	
事務の名称		市内ガイド事業の取次ぎに関する事務							
事務の目的		市内のガイドの利用希望者の利便性の向上を図るため、ボランティアガイド「むらさきの里野田ガイドの会」へのガイド派遣申込みを取り次ぐもの。							
事務の概要		ボランティアガイドの派遣希望者から、希望するガイドの内容とともに、希望者の氏名、住所、連絡先、団体名を聞き、むらさきの里野田ガイドの会の担当者に伝える。緊急時には、むらさきの里野田ガイドの会所属会員に直接連絡する。							
対象者		ボランティアガイドの派遣希望者、むらさきの里野田ガイドの会所属会員							
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係							
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☐ 年齢・生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 所属団体 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____							
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____							
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）							
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ☐市の機関又は議会（ ） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐その他（ ）							
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）							
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☒ 指定管理者による管理							
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：							
個人情報ファイル簿		☐ 有⇒ファイルの名称：							